

令和2年9月1日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武 田 新 二	防 災 危 機 管 理 長 課
大 沼 利 子	財 政 課 長	伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長
高 林 清 美	市 民 生 活 課 長	後 藤 芳 和	商 工 推 進 課 長
土 田 理 一	建 設 管 理 課 長	今 野 育 男	高 齢 者 支 援 課 長
門 口 隆 太	農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長	眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長
小 林 弘 之	病 院 事 務 長	佐 藤 肇	学 校 教 育 課 長
船 田 孝 夫	監 査 委 員	木 村 幸 一	監 査 委 員 長 事 務 局 長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第1号 第3回定例会
令和2年9月1日(火) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 定例監査結果等報告について
" 4 行政報告
 (1) 市政の概況について
" 5 質疑
" 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
" 7 議第52号 表彰について
" 8 議案説明
" 9 委員会付託
" 10 質疑・討論・採決
" 11 報告第3号 令和元年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
" 12 報告第4号 令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
" 13 質疑
" 14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))
" 15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第10号))
" 16 議案説明
" 17 委員会付託
" 18 質疑・討論・採決
" 19 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 20 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 21 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 22 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 23 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 24 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 25 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 26 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 27 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 28 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 日程第 2 9 議第 5 4 号 令和 2 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 〃 3 0 議第 5 5 号 令和 2 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 1 議第 5 6 号 令和 2 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 2 議第 5 7 号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について
- 〃 3 3 議第 5 8 号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 3 4 議第 5 9 号 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について
- 〃 3 5 議第 6 0 号 （仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結について
- 〃 3 6 議第 6 1 号 財産（小型除雪車）の取得について
- 〃 3 7 議第 6 2 号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 〃 3 8 議第 6 3 号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について
- 〃 3 9 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書採択要請の請願
- 〃 4 0 議案説明
- 〃 4 1 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

○**柏倉信一議長** おはようございます。

ただいまから令和 2 年第 3 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、本定例会においても新型コロナウイルス対策として、パーティションを設置しております。議員各位におかれましては、質疑の際は質問席で、また執行部におかれましては、発言の際は全て演壇で行っていただきますようお願いいたします。

会議録署名議員指名

○**柏倉信一議長** 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、3 番鈴木みゆき議員、16 番阿部 清議員を指名いたします。

会 期 決 定

○柏倉信一議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和2年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月

27日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から9月24日までの24日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日までの24日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

令和2年9月1日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、承認議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 2日(水)		休 会 (議 案 調 査)		
9月 3日(木)		休 会 (議 案 調 査)		
9月 4日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 5日(土)		休 会		
9月 6日(日)		休 会		
9月 7日(月)		休 会 (議 案 調 査)		
9月 8日(火)		休 会 (議 案 調 査)		

9月9日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月10日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	決算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月11日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月12日(土)	休 会			
9月13日(日)	休 会			
9月14日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
	総務産業常任委員会分科会終了後	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月15日(火)	午前9時30分	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月16日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月17日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
9月18日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
9月19日(土)	休 会			
9月20日(日)	休 会			
9月21日(月)	休 会			
9月22日(火)	休 会			
9月23日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
9月24日(木)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

す。

諸 般 の 報 告

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

行政報告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和2年第3回定例会の開会に当たり、市政の概況に先立ちまして、まず、このたびの自立支援医療事務等における不適切な事務処理事案について、御報告とおわびを申し上げます。

内容につきましては、自立支援医療の更生医療における自己負担上限額の算定において、本来の額より低く算定をしたこと、また、特別障害者手当等の給付事業において、有期認定者の再認定手続がないまま支給を継続したもの等でございます。

このたびの件により、市民の皆様をはじめ関係者の方々に対しまして、多大なる御迷惑をおかけし、市政への信頼を著しく損なうことになりましたことを心から深くおわび申し上げる次第であります。関係職員に対しては、厳正な処分をいたしました。これまでも再三にわたり、職員に注意喚起を行ってきたにもかかわらず、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、今後チェック体制の強化などさらなる再発防止を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいり所存であります。

誠に申し訳ございませんでした。

それでは、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、令和2年7月豪雨による本市の被害状況等について申し上げます。

停滞する梅雨前線と低気圧の影響により7月27日から県内の広い範囲で降り続いた雨は、山形地方气象台によると1日当たりの降水量が7月の観測史上最大を記録する大雨となり、県内全域にわたって浸水や土砂災害などの被害をも

たらしました。本市に最も近いアメダス観測地点である大江町では、1日当たりの降水量が175.5ミリメートルに達し、本市においては、人的被害、ライフラインへの被害はなかったものの、家屋倒壊、床上・床下浸水、道路・農地等の土砂崩れ、農作物の冠水などの被害をもたらしました。

市におきましては、7月28日午前4時53分に土砂災害大雨警報が発令されたために、同日午前6時に災害対策本部を設置し、寒河江市消防団による巡視警戒を実施し、島地内の最上川堤防において土のう積みによる洪水防止対策や河川の水位状況の確認、土砂災害危険区域の巡回による状況確認を実施し、市内の被害状況、河川水位の情報収集などを行いました。また、今後の降水状況も考慮し、午前9時に市内9か所に自主避難所を開設し、早期避難の呼びかけを行い、午後2時には土砂災害発生危険箇所である市内11か所に対し避難勧告を発令し、午後6時には最上川の洪水災害に対し発生危険箇所である市内12地区に対し、避難指示を発令しております。これらに伴い、市内小中学校9校及び寒河江高等学校、福祉避難所2か所など指定避難所17か所を開設し、避難を呼びかけたところでございます。

避難に当たっては市民の皆様の防災意識の高まりや町会、自主防災組織の活動等により迅速に避難行動が行われたこともあり、延べ1,182名の方が避難をされました。

避難所においては、新型コロナウイルス感染防止対策として、手指消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保など避難者の方々から御協力をいただいたところでございます。

一方、市道に関する土砂崩れや道路の冠水については、白岩地区、醍醐地区、柴橋地区を中心に発生し、現時点で被害箇所は土砂崩れ等21か所、道路の冠水が7か所、河川の土砂崩れが7か所、合計39か所で発生し、被害額は1億

4,400万円となっております。市道陣ヶ峯線で起きた土砂崩れについては、浸透防止工を行い、応急処置を実施しており、市道の土砂については、8月7日に撤去を完了し11日に交通止めを解除したところでございます。今後測量設計を実施した後、国の災害査定を受けて、のり面等の復旧工事を行ってまいります。

また、河川の増水による浸水や護岸の欠損等の被害につきましては、最上川をはじめ、鶯沢川、湯沢川等の中小河川で発生しており、被害箇所は11か所となっております。特に、最上川寒河江緑地（グリバーさがえ）においては、過去にない水位を記録しており、多目的水面広場の水没、流木の流入、護岸の欠損等が発生し、甚大な被害となっておりますが、被害額については現在精査中でございます。河川敷公園の被害額は、最上川寒河江緑地の復旧工事費を除き、チェリーランド河川敷公園等で2,151万円となっております。今後測量設計を行い、国の災害査定を受けた後に、原状を回復すべく復旧工事を進めてまいります。

これらの被害箇所につきましては、早期復旧に向け取り組んでいくとともに、住家の被害に見舞われた方などに対し、災害見舞金を支給し支援するとともに、国や県と連携しながら災害救助法などの支援策を活用し、応急対策をはじめ、災害復旧に全力を尽くしてまいります。

また、直後の8月4日には、市といたしまして国土交通省山形河川国道事務所長に対し、被害の状況報告と島地区最上川左岸の安全対策の実施等を要望するとともに、併せて「道の駅寒河江」の重点道の駅への認定及び寒河江地区かわまちづくりの事業推進について支援をお願いしたところでございます。

次に、農作物、農地等の被害状況について申し上げます。

農作物の被害につきましては、現時点で野

菜・豆・果樹等の作物の被害面積は191.5ヘクタール、被害額は4,682万円、パイプハウスなどの園芸施設の被害については、面積として0.3ヘクタール、被害額は170万円となっております。今後、国、県による補助金等を活用し、被害に見舞われた農業者への支援を、農協をはじめとする関係機関と連携しながら行ってまいります。

また、農地の被害については、現時点で被害面積5.2ヘクタール、被害額2億4,091万円、農業用施設の被害については、被害箇所61か所、被害額2億6,390万円、林道の被害については、被害箇所5か所、被害額80万円となっております。合計の被害額については5億561万円となっております。

農道などの被害については、国、県による補助金等を活用しながら被害に見舞われた農業者の負担をできるだけ小さくできるよう支援を行い、早期の復旧に取り組んでまいります。

このたびの豪雨において被害に遭われました市民の皆様に対しまして改めてお見舞いを申し上げますとともに、市といたしましては8月28日付で激甚災害の指定を受けて、速やかに復旧につながることを期待しており、早期の生活再建、災害復旧に向け全力で取り組んでまいります。また、今後、このたびの災害対応を検証し、課題を洗い出して、次に備えるべく、ソフト・ハード両面において一層強力に防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、全国的に感染者が多い首都圏等の大都市部との往来が原因と思われる感染や若年者の感染が目立ち、クラスターの発生や家族内感染など身近な場所での感染が広がっており、重症化しやすい高齢者の感染も増加している状況にあります。

本市におきましては、これまで市民の感染者は確認されておりませんが、7月に市内の飲食

店に勤務する市外在住者の感染が確認されるなど、すぐ近くまで感染の危険性が迫っている状況であります。こうした状況を踏まえ、感染拡大のリスクを抑えていくために、地域での各種会合やイベントなどを開催する際の判断基準の一助としていただきたく、市独自の5段階の注意・警戒レベルを設定をいたしました。本市における現在の注意・警戒レベルについては、市のホームページに掲載し、情報提供を行っておりますので、ぜひ御確認をいただき、注意を払っていただきたいというふうに考えております。

次に、1人10万円の特別定額給付金事業の実施状況について申し上げます。

当初8月11日を期限として申請を受け付けてまいりましたが、令和2年7月豪雨に際し、災害救助法が本市に適用されたことに鑑み、8月31日まで期限を延長し対応してまいりました。

集計の結果、1万4,226世帯、4万805人分、4億8,050万円の給付となり、対象世帯の約99.9%、人口の約99.9%の給付となったところでございます。

次に、市独自対策の状況等について申し上げます。

市内事業者の経営継続を支援するため、5月15日から開始いたしました「市緊急経営継続支援金事業」については、8月31日時点で830件の事業者に対し約4億2,500万円を交付してございます。

一方、7月に市内の飲食店の従業員が新型コロナウイルスに感染している事例を受けて、飲食店や宿泊施設等を安心して御利用いただくために、去る8月6日に村山保健所から講師を迎えて感染症予防研修会を開催し、参加した事業者に対し「新型コロナ対策宣言店」のステッカーを183件交付しております。

また、市内の中小企業者などが、国が提唱する新しい生活様式に対応するための環境整備に必要な消耗品等の経費を支援することを目的に

8月17日から「新生活様式対応支援事業」を開始しているところでありますが、これについては、一層充実してまいりたいというふうに考えております。

次に、市内小中学校での対策について申し上げます。

小中学校においては、臨時休校に伴う授業の遅れを取り戻すべく、当初予定よりいずれの学校も夏休みを短縮して実施いたしました。最も早い学校では8月1日から、最も遅い学校でも8月6日から始まり、夏休み期間は13日から18日間となっております。

また、今年度は、県教育委員会の指導により、全小中学校で水泳の授業は中止とさせていただきます。これは更衣室等が「3密」になることや、学校の長期休校により児童生徒の体力低下が予想されること、春先の健康診断が行われていないこと等から水泳の場合「命に関わる事故」の発生が懸念されたための措置であります。

一方、西村山中学校総合体育大会や、全日本吹奏楽コンクール村山地区大会については、中止の決定がされておりますが、これまで懸命に部活動に取り組んできた中学3年生のために代替試合や代替演奏会が行われたところであります。市といたしましては、これらの大会の参加に対し、バス等の輸送費の補助を行ったところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も関係機関と連携を図り、市民の皆様、事業者の方々の御協力を賜りながら緊張感を持って感染防止に万全を期すとともに、経済状況の回復に向けた施策も推進してまいります。

次に、寒河江市の国・県に対する重要事業要望について申し上げます。

去る7月13日、柏倉市議会議長と共に、吉村県知事に対し、令和3年度寒河江市重要事業要望書を提出いたしました。

要望項目は全45件となっているわけでありま

すが、当日は、知事より次の3項目について回答をいただきました。

1つ目は、「市民が安心して暮らせる医療体制の確保」についてであります。昨年9月に厚生労働省から再編統合について特に検討が必要な医療機関として寒河江市立病院や県立河北病院などが公表されたことを受けて、西村山の医療体制の在り方については、両病院の統合を軸として議論を進めてほしいと提案をしたところでもあります。

県知事からは、西村山地域全体の医療提供体制を考える上では、両病院の中心的な利用者となる1市4町で議論に参画していくことが重要であり、これまでの地域医療構想調整会議を中心に県も積極的に関与しながら関係者間の議論を加速させてまいりたいとの回答をいただいたところでもあります。

次に、「冬期間の交流人口拡大のための継続したイベント開催」についてであります。

やまがた雪フェスティバルについては、雪を貴重な観光資源として捉え、山形の冬の魅力や雪の楽しさを体感し、満喫できる冬の総合イベントとして、また、県内各地で開催される個性豊かな雪まつりのオープニングイベントとして、これまで多くの皆様に御来場いただいているところではありますが、国の地方創生推進交付金を財源としており、この交付金が令和2年度で終了する予定であり、イベントの継続開催のためには財源の確保が課題となっておりますので、県としては「令和3年度政府の施策等に対する提案」の中で、地方創生推進交付金がより一層自由度の高いものとなるよう、また、十分な予算を確保するよう、引き続き政府に提案してまいりたいとの回答をいただいたところでございます。

3つ目は、「地域の活性化を促進する新平塩橋の整備」についてであります。引き続き、県と市による勉強会を通じて、周辺道路ネット

ワークを幅広く考えながら、整備主体を含めて総合的に考えていく必要があるとの回答をもらったところでもあります。

さらに、8月20日には1市4町の首長、議長、県議合合同により令和3年度西村山地方開発重要事業の要望書を県に対して提出するとともに、令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望書を知事宛てに提出をしたところでもあります。

今後とも、各要望項目の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

7月31日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では「山形県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しい状況が続いている」としております。

山形労働局発表の6月の県内有効求人倍率は、原数値で1.04倍、ハローワークさがえ管内においては0.80倍、寒河江市内に限りますと1.03倍であります。

また、寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は0.87倍と全国平均の0.81倍、県平均の0.82倍を上回っている状況であります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいる考えであります。

最後に、水稻の作柄概況について申し上げます。

8月28日に農林水産省より8月15日現在の作柄状況が発表され、村山地域においては、全もみ数が平年に比べやや多いことから「やや良」と見込まれているところでもあります。

今後の収穫に向け、農家の皆様の適切な栽培管理と併せて、台風による風水害など、天候の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいり

ますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○柏倉信一議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者3名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第7、議第52号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第52号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

お一人目、故大場正弘氏は、平成20年から令和2年1月に逝去されるまでの長きにわたり、町会長を務められ、長年にわたって地域活動の推進及び住民自治の発展に多大な貢献をされました。この間、平成22年から6年間にわたり、寒河江市町会長連合会会長を務められたのをはじめ、同連合会の副会長、理事などを歴任し、地域社会の発展と福祉増進のために精力的に活動し、自治組織の充実、強化に貢献されるなど、市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものがあります。

次に、アイジー工業株式会社でございます。アイジー工業株式会社は、昭和45年に創業され、本年4月に創業50周年を迎えられた記念事業として、産業教育等の振興のため、本市に1,000万円を寄附されました。このことは、公益のため私財を寄附された奇行な行為として他の模範となるものであり、市の教育環境の充実に多大な貢献をされ、市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものがございます。

それぞれの御功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、故大場正弘氏につきましては、追彰しようとするものでございます。

また、この件につきましては、去る8月17日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、

御報告をいただきましたので、今回御提案申しあげるものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第52号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第52号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意する

ことに決しました。

報 告

○柏倉信一議長 日程第11、報告第3号令和元年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について及び日程第12、報告第4号令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 初めに、報告第3号令和元年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関係団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は19.7%となったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第4号令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を4つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第13、これより質疑に入ります。

初めに、報告第3号令和元年度寒河江市財政

の健全化判断比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第4号令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

- 柏倉信一議長 日程第14、承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))及び日程第15、承認第8号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第10号))の2案件を一括議題といたします。

議案説明

- 柏倉信一議長 日程第16、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 最初に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))について御説明を申し上げます。

市内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費並びに子育て定住住宅建築事業の申込み増加に伴う補助金追加のため、令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正

予算(第10号))を御説明申しあげます。

令和2年7月28日に発生した豪雨災害に係る緊急的経費追加等のため、令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

委員会付託

- 柏倉信一議長 日程第17、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号及び承認第8号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、承認第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより承認第7号専決処分の承認を求める

ことについて（令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第19、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第39、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願までの21案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第40、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び7件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見

をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は232億6,559万2,192円、歳出決算額は228億3,914万4,332円でございます。形式収支は4億2,644万7,860円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が1,070万7,990円です。実質収支が4億1,573万9,870円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に2億800万円を積み立て、残る2億773万9,870円は翌年度に繰越しをしたところでございます。

次に、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は16億9,725万5,701円、歳出決算額は16億2,866万1,295円で、歳入歳出差引き残額6,859万4,406円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が450万円です。実質収支が6,409万4,406円の黒字決算であります。剰余金につきましては、公営企業会計へ引き継ぐべき財源として全額を引継ぎをいたしました。

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は1億9,099万8,717円で、歳出決算額は1億9,091万6,753円、歳入歳出差引き残額8万1,964円は公営企業に引き継ぐべき財産として全額を引継ぎをいたしました。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は40億3,989万9,981円、歳出決算額は39億9,107万106円で、歳入歳出差引き残額4,882万9,875円は翌年度に繰越しをいたしました。

た。

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は4億9,845万7,622円、歳出決算額は4億8,890万6,122円で、歳入歳出差引き残額955万1,500円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は44億8,314万162円、歳出決算額は44億3,047万9,097円で、歳入歳出差引き残額は5,266万1,065円で、翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は2,765万479円、歳出決算額は2,192万4,619円で、歳入歳出差引き残額572万5,860円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は65万2,303円、歳出決算額は40万4,762円で、歳入歳出差引き残額24万7,541円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は19億1,904万2,594円、支出は19億1,178万7,049円でございます。その結果、純損失は707万1,297円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげ

ます。

収入は1億3,379万4,000円で、支出は1億7,645万2,923円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,265万8,923円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度の未処理欠損金5,703万9,662円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明を申しあげます。

令和元年度寒河江市水道事業会計において生じました未処分利益剰余金2億6,567万1,576円のうち、2,000万円を減債積立金、7,100万円を建設改良積立金に積み立て、1億1,800万円を資本金へ組入れしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は11億2,125万2,713円、支出は9億8,672万7,594円でございます。その結果、純利益は9,122万7,610円と相りました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は1億3,309万5,856円、支出は6億4,920万7,178円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億1,611万1,322円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

利益処分後の剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,667万1,576円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルスに係る感染症防止対策並びに緊急経済対策を実施するため、地域経済緊急対策事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、13億6,900万1,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ296億7,848万9,000円とするものでございます。

次に、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、5,522万8,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ48億6,064万7,000円とするものでございます。

次に、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、感染症拡大を防止するため、感染症対応従事者慰労金等を追加するものでございます。

その結果、1,720万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ20億3,230万円とするものでございます。

次に、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、家屋等構築物が固定資産税の課税標準の特例の対象とされたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化センター内の403教養文化室のエアコン設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について御説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、議第60号（仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結についてを御説明申し上げます。

本契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第61号財産（小型除雪車）の取得について御説明申し上げます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議第62号財産（消防ポンプ自動車）の取得について御説明申し上げます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上20案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

監 査 委 員 報 告

○柏倉信一議長 日程第41、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。船田代表監査委員。

〔船田孝夫監査委員 登壇〕

○船田孝夫監査委員 監査委員を代表いたしまして私から、令和元年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて10会計の歳入歳出決算審査結果の概要につきまして御報告を申しあげます。

初めに、一般会計及び各特別会計歳入歳出に係る決算審査結果について申しあげます。

お手元の一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要でございますが、1の審査の対象は、令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、特別会計につきましては寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算から寒河江市財産区特別会計歳入歳出決算までの7特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

次に、第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、また、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございまして、むすびの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申しあげますので、48ページを御覧ください。

い。

初めに、(1)概況、①の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の全般的事項につきまして御説明申しあげます。

令和元年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入325億9,407万7,000円、歳出319億8,193万7,000円で、差引き6億1,214万円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億9,693万2,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億610万4,000円の赤字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入232億6,559万2,000円、歳出228億3,914万4,000円で、差引き4億2,644万8,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた4億1,574万円が実質収支額となり、地方自治法の規定により、財政調整基金に2億800万円を編入し、残り2億774万円が翌年度へ繰り越されております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入109億3,805万5,000円、歳出107億5,236万3,000円で、差引き1億8,569万2,000円の黒字決算となっております。

次に、49ページ、②一般会計に係る財源につきましては、自主財源が歳入全体の57.6%を占めており、金額ベースで前年度に比べ18.4%の増加となっております。このうち、市税は、財源全体の22.2%、寄附金は同19.0%を占めており、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加などにより、前年度に比べ25.8%と大幅な増加となっております。

一方、依存財源につきましては、歳入の42.4%を占め、金額ベースでは前年度に比べ0.4%の増加となっております。依存財源のうち最も額が大きいものは地方交付税で、財源全

体の18.0%を占めております。

次に、50ページ、(2)の財政指標等に基づく財政分析であります。財政力指数は0.552で、前年度に比べ0.002上昇しており、また、経常収支比率は90.9%で、前年度に比べ1.1ポイント高くなっております。

さらに、実質公債費比率は7.7%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっており、この5年間では3.1ポイント低下しているなど、市の財政力が強化されているものと認められます。

なお、市債残高一般会計分は160億5,833万5,000円で、前年度に比べ5,679万8,000円減少しております。

次に、(3)市税等の収納状況であります。市税は95.4%で、前年度と同水準を維持しております。これは納税相談窓口の時間延長、夜間及び休日を含めた特別納税相談の実施、納税コールセンターを活用した電話納付案内事業の実施並びにコンビニエンスストアでの納付及びクレジット納付の実施など、多様な取組が功を奏していると考えられます。

また、市税以外の主な収納状況であります。下水道使用料は80.7%で、前年度に比べ14.0ポイント低くなっておりますが、これは公共下水道事業が令和2年度から公営企業会計に移行したことに伴い、令和2年2月及び3月分使用料を収入未済額として計上したことによるものであります。

国民健康保険税は72.6%で、前年度に比べ1.7ポイント、介護保険料は98.6%で、0.1ポイント、それぞれアップしております。

(4)の未収金対策につきましては、税務部門による高額滞納者への個別対応の強化や、下水道部門による滞納者への訪問指導の強化など、各種対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平、公正の観点から一般財源確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向け、工夫と努力を講じられる

ことを期待するものです。

(5)今後の財政運営等につきましては、地域経済は新型コロナウイルスの影響等により厳しい状況にあります。一方、超高齢社会の進展や、核家族化、急激な人口減少社会の到来など、社会構造は大きな変革のときを迎えており、行政を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

こうした状況に行政として迅速かつ適切な対応が求められていることから、市行財政改革アクションプランに掲げる安定した自主財源の確保と健全で持続可能な財政運営に係る取組などにより、財政の健全化を図るとともに、第6次寒河江市振興計画で掲げる新たな将来都市像であります「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現するため、地域課題に積極的に取り組み、市勢の発展と市民福祉の一層の向上が図られるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申しあげます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は令和元年度寒河江市立病院事業会計決算並びに同寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析いたしました結果は意見書に記載のとおりであります。その概要について御説明申しあげます。

初めに、市立病院事業会計について御説明を申しあげます。

13ページ、4、むすびを御覧ください。

(2) 患者数の状況につきましては、外来患者の年間延べ人数は5万2,514人で、前年度に比べ1,052人、2.0%減少しております。入院患者は年間延べ3万815人で、前年度に比べ3,229人、9.5%減少しております。

(3) の経営状況につきましては、①病院事業収益のうち、医業収益は前年度に比べ5,405万2,000円、3.6%の減少となっております。

特に入院収益が入院患者数の減などにより5,443万2,000円減少しております。

次の14ページ、②の病院事業費用のうち、医業費用は前年度に比べ96万円、0.1%の微減となっております。

この結果、令和元年度の病院事業損益は経常収益19億1,638万8,000円に対し、経常費用19億2,345万9,000円で、差引き707万1,000円の経常損失となりましたが、特別利益及び特別損失いずれも生じておりませんので、純損失は同額の707万1,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金4,996万8,000円にこれを加えて、5,704万円となっております。

次に、(4) の経営指標等につきましては、医業収支比率は78.0%で、先ほど申し述べましたとおり、入院収益の減少等により前年度に比べ2.9ポイント低下し、一方、病床利用率は85.9%で、前年度に比べ11.3ポイント上昇しております。この病床利用率のアップは、地域医療構想や市立病院新改革プラン等を踏まえ、急性期病床の削減など病床の適正化を図るとともに、回復期機能の充実を図り、効率的な病床管理を行ったことなどによるものであります。このほか、市立病院新改革プラン目標値と令和元年度実績との比較は15ページ中段の表のとおりでございます。この中で、特に紹介率、逆紹介率が大きくアップしており、開業医をはじめ、関係医療機関等との連携強化が着実に図られて

いるものと認められます。

16ページ、(6) 一般会計からの繰入金につきましては、収益的収入及び資本的収入合わせて5億9,000万円で、前年度と同額となっております。このうち基準外繰入れが2億1,200万円と多額となっていることから、安定的な病院経営や病院機能の充実に係る基準外繰入れの将来的な在り方について検討する必要があると考えております。

(7) 今後の病院運営等につきましては、令和元年度の経営状況や一般会計からの繰入れ状況等から、引き続き経営健全化に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。そのためには、開業医等地域の医療機関との連携強化により、紹介、逆紹介を推進し、患者確保に努めるとともに、引き続き医療ニーズに対応する適切な病床管理及び運営をはじめ、地域医療構想や新改革プラン等を踏まえた病院機能の充実強化等を図っていくことが求められます。

寒河江市立病院につきましては、平成28年度から新たな経営体制となり、病院事業管理者が設置されております。病院では、病院事業管理者の下、部門ごとに組織目標を掲げ、職員が一丸となって目標達成に取り組んでいるなど、新体制を生かした業務運営が行われてきていることから、これらの成果を生かし、今後さらに新改革プランの実現に向けた取組を推進するとともに、市民のニーズに応え、市民及び地域から信頼される地域医療の拠点病院としてその役割を持続的に果たしていくことを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

35ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間の総配水量は給水人口の減により、前年度に比べ11万1,110立方メートル、有収水量は1万8,903立方メートル、それぞれ減少しております。

一方、有収率につきましては、前年度に比べ1.4ポイント上昇し、88.6%となっております。

(2) 経営状況につきましては、①水道事業収益は、前年度に比べ532万8,000円、0.5%増加しており、②水道事業費用は、前年度に比べ782万9,000円、0.8%の減少となっております。

36ページ、3行目の令和元年度の水道事業損益につきましては、経常収益10億3,844万2,000円、経常費用9億4,560万5,000円で、差引き9,283万7,000円の経常利益となりますが、特別損失160万9,000円が生じておりますので、当年度純利益は9,122万8,000円で、前年度に比べ1,315万7,000円、16.9%の増となっております。

(3) 経営指標等に基づく経営分析につきましては、42ページ及び43ページの別表3にお示ししておりますが、支払い能力を示す流動比率や営業活動の能率を示す営業収支比率をはじめ、おおむね良好な数字となっております。

また、寒河江市水道ビジョン計画値と令和元年度実績との比較表を37ページにお示ししておりますが、純利益や耐震化率など、同計画を上回っており、水道ビジョンに沿った水道事業運営が行われているものと認められます。

(5) 今後の水道事業運営等につきましては、今後の水需要の見通しは、市内における住宅着工やアパート新設等により給水戸数は増加しておりますが、人口の減少に伴う給水人口の減少や利用者の節水意識の高まり等により、水需要量は減少傾向にあることから、水道料金収入の伸びは期待できないと考えられます。

一方、水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震管による老朽管の布設替えなどを計画的に進める必要があり、今後、そのための改修費用が見込まれることから、これらの財源を確保していくためには、安定的持続的な財政基盤及び財政運営が求められます。

38ページを御覧ください。

寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民

生活や社会経済活動の重要な基盤である安心・安全な水道水の安定供給に努められるよう要望いたします。

また、令和元年度から水道事業所と下水道課が統合され、上下水道課として業務を運営されておりますが、相談窓口の一元化や災害時の一体的対応など組織統合のメリットを十分生かした事業運営がさらに推進されることを期待いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時44分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

